

新型コロナウイルス感染症にかかる 本市施設の使用料・利用料金の減免について

◆ 目的

新型コロナウイルス感染症防止対策や社会活動の維持に向けた、本市施設利用者負担の軽減

◆ 減免について

(1)対象施設 :本市の行政財産施設(屋内施設のみ) 83か所

【対象施設】 区民センター、生涯学習センター、男女共同参画センター など

(2)対象者 :すべての利用者

(3)適用条件 :施設の利用にあたり、収容定員の縮小や間隔の確保などの利用制限を受けていること

※イベントや集会等の有料・無料を問わない

※スポーツ施設におけるスポーツ活動は除く

(4)減免率 :原則、規定の使用料・利用料金の5割を免除

(5)減免期間 :令和2年7月15日(水)から令和3年3月31日(水)まで